

ケープ真鶴賑わい創出事業 出店概要

1. 目的

真鶴半島への来訪者に対しキッチンカーの出店をとおして賑わいを創出し、幸せをつくる真鶴時間を過ごしていただくことを目的とします。

2. 出店場所

キッチンカーの出店は、ケープ真鶴施設内のうち町が指定する場所

3. 出店日時

5月2日(土)～6日(水) 5日間

10:00～16:00

ただし、不測の事態(荒天等)等の場合は出店できない場合があります。

町の事情により出店できない場合、使用料については還付します。

材料費、人件費、売上げなど一切の損失については、補填或いは保証できませんのでご了承ください。

4. 出店料

1日につき 3,000 円

5. 出店申し込み

2026 年4月 24 日(金) 締め切り

6. 使用許可時間等

キッチンカーの出店に係る許可時間は次のとおりとします。

(1)準備開始時間 9:00から

(2)営業時間 10:00から16:00 まで

(3)撤収完了時間 17:00まで

(4)営業時間についての短縮はできませんが、完売による場合はその限りではありませんので、その場合は担当者に連絡し指示を受けてください。

7. キッチンカーの許可基準

(1)ケープ真鶴は、神奈川県立自然公園特別地域に指定されているエリアです。自然、環境、景観への配慮をお願いします。

(2)電力、給排水設備を搭載していること(ケープ真鶴の設備等の使用はできません。)

8. 出店に必要な許可基準

食品を販売するにあたり、次に掲げる条件を満たしていることが必要です。

(1)食品衛生法に基づく営業許可を有していること。

(2)食品衛生責任者手帳(確認証)を有する者が配置されていること。

※生産物賠償責任保険(PL保険等)に加入していること。(任意／推奨)

9. 禁止品目

販売にあたり、残り汁等の残飯が想定されるものは、施設周辺に廃棄される恐れがあるため禁止します。(回収が可能であればその限りではない)

10. 出店者の制限

出店する法人又は代表者若しくは個人が次に該当する場合には、出店できません。

- (1) 申込業種について、申込日から過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- (3) 暴力団関係者及びその繋がりがあるとされる者
- (4) 政治性、宗教性のある事業者
- (5) 公序良俗に反する者及び各種法令等に違反している者
- (6) 施設の円滑な運営に支障をきたす又はその恐れがある者

11. 営業の許可条件

出店にあたり、次に掲げる事項について遵守してください。

- (1) 火気を使用する場合には、消化器具の設置が必須です。
- (2) 食品衛生法その他関係法令等を遵守してください。
- (3) 申請時に登録した販売品目以外の販売はしないでください。
- (4) 出店を取止める場合には速やかに担当者に報告するとともに、自店が利用しているホームページやSNS媒体で告知してください。
- (5) 移動等により破損、汚損等を生じさせた場合には、速やかに担当者に届出をしてください。なお、原状回復の経費等については、出店者にご負担いただきます。
- (6) 営業に必要な発電機等が必要な場合には、低公害、低騒音な機器を使用するとともに事故防止に必要な対策を講じるものとし、コード等に人が引っ掛からないよう養生するなど安全に万全を期すこと。
- (7) 出店中は、店先にゴミ箱を設置し自店の販売物以外が投棄されていても持ち帰り適正に処分してください。なお、排水についても自店にて管理し適正に処分してください。
- (8) 出店中にスピーカー等を使用してBGMや呼び込み等を流すことはできません。
- (9) 出店に際しての事故、苦情等については出店者がその責任の一切を負うものとします。また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、その情報を担当者に報告してください。
- (10) 撤収時は、販売した廃棄物が施設周辺に残置されることのないよう施設周辺もご確認いただき、原状回復してください。
- (11) 公序良俗に反する行為及び出店を許可することが適切でないとき認めるときは、出店の許可を取消することがあります。なお、この場合に出店者に損害が生じても町は補填、賠償等の責任は一切負

いません。

(12)この概要に記載のない事項であっても、町が必要な措置と認めたときは、その指示に従ってください。

12.申請書類

出店申請時に必要な書類は次のとおりです。

- (1)申込書
- (2)食品衛生法に基づく営業許可(写し)
- (3)食品衛生責任者証(写し)
- (4)生産物賠償責任保険(PL保険等)証券(写し/任意)
- (5)キッチンカーの車検証(写し)

※写真データで構いません。

13. 注意事項

この募集に伴う留意事項です。

- (1)申請に必要な経費については、申請者の負担となります。
- (2)申請者が多数の場合など、出店が確約されるものではありません。
- (3)出店者同士のトラブルにつきましては、一切関与いたしません。
- (4)出店を許可した場合、許可書と併せ納付書を送付いたします。納付書記載の期日までに使用料を納付してください。
- (5)出店日の振替はいたしません。

ただし、不測の事態(荒天・事件等)等、町の事情により出店できない場合は、使用料については還付します。材料費、人件費、売上げなど一切の損失については、補填或いは保証できませんのでご了承ください。

14. 申請書類提出先

産業観光課 観光推進係

〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩 244-1

E-mail : san_kankosuisin@town.manazuru.kanagawa.jp

FAX : 0465-68-5119

